

主要国際保育系学会等への若手会員派遣支援について

一般社団法人 日本保育学会
国際交流委員会

規約

本学会会員が海外における保育学系の学会等に参加することを促すために、日本保育学会は次の条件で募集を行う。

(趣旨)

日本の保育学研究の進展に優秀な若手研究者の研究を支援すべく、日本保育学会の支援により、学会員を対象とした海外派遣を行う。

- 1) 1名につき10万円を上限額として、各年度3期に分けそれぞれ2名程度とする(合計6名)。
応募は2月～5月、6月～9月、10月～1月とし、確定通知を6月中、10月中、2月中とする。
- 2) 参加先の学会等は申請者が決め、研究発表を行うことを義務づける。なお、研究発表とは、口頭発表、ポスター発表、シンポジウムやワークショップ等の話題提供等とする。
- 3) 申請者は、以下の3つの事項のいずれかに該当する者とする。
 - ・40歳未満(申請時)
 - ・大学院(修士課程、博士課程)在学中のもの(「休学中」は除く)
 - ・修士、博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除き修士、博士の学位取得後8年未満となる者
- 4) 学会等終了後、速やかに活動及び収支の報告書を提出すること。収支の報告は別途定める書式により行うものとする。また研究発表内容と成果を、学会誌等にて報告すること。
- 5) 申請書様式、必要書類については別に定める。発表が受理される前の申請、ならびに学会発表後の申請は認めない。
- 6) 事前に申請した海外渡航等が変更又は中止となった場合は、速やかに学会事務局に連絡すること。また、状況に応じて給付額の一部又は全額を返納すること。
- 7) 一度選出された者は、申請不可である。
- 8) 申請者は、当該年度に学会費を払っていないなければならない。